

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

周南市「美しいせせらぎと緑あふれる地域」の再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

山口県周南市

3．地域再生計画の区域

周南市の全域

4．地域再生計画の目標

周南市は平成 15 年 4 月 21 日に、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の新設合併により、人口 155.8 千人（平成 16 年度末）、面積 656 km²の都市として誕生した。

本市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工場群が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしている。北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。また、島しょ部は瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、美しい自然景観を有している。

本市においては、地域における二酸化炭素排出量の削減と経済活性化・雇用の確保を目的とし、構造改革特別区域法に基づく特区の認定（「環境対応型コンビナート特区」：平成 15 年 4 月）や地域再生計画の認定（「周南市地球温暖化防止まちづくり計画」平成 16 年 6 月）など、環境と経済の両立に向け、施策の展開をしているところである。

一方、北部をはじめ市街地の周辺地域では、社会経済情勢の変化により過疎化が進行し、若年層を中心とする人口の流出による急速な高齢化が大きな社会問題となっている。

こうした地域においては、生活排水が直接河川や水路に流入している状況であり、県東部地域の貴重な水道水源である菅野湖などの公共用水域の水質の汚濁を防ぐため、また、汚水処理施設が市民にとって快適で文化的な生活を送る

上で欠かせない施設であることから、集落を形成している鹿野地区では、平成 6 年度より公共下水道事業を、その他の地域においては、平成 4 年度より浄化槽事業（個人設置型）に着手し、居住環境の整備に努めているところであるが、汚水処理人口普及率は依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進して、快適な生活環境の整備に努め、美しいせせらぎと緑あふれる地域の再生を目指す。

さらに、鹿野地区では、若年層の人口定住を図るため、公共下水道の整備に併せ「わかもの定住団地」を建設し定住促進に努めるとともに、平成 16 年度に整備された交流促進施設「豊鹿里（ゆかり）パーク」を活用し、都市部の市民が農業や農村の暮らしを体験できるグリーン・ツーリズムの手法を用いて、交流人口の増大による地域の活性化を図る。

（目標 1）汚水処理施設の整備の促進

周南市の汚水処理人口普及率を 89.3%から 91.7%に向上
（うち計画区域内の普及率を 44.3%から 53.7%に向上）

（目標 2）「わかもの定住団地」への定住促進

（定住戸数 6 戸増加）

（目標 3）「豊鹿里パーク」での交流人口増大による地域の活性化

（年間交流人口 17,000 人の増加）

5．目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

汚水処理施設の普及促進を図るため、汚水処理施設整備交付金を活用して、鹿野処理区においては公共下水道事業を、また、公共下水道等の整備が行われない区域においては浄化槽事業（個人設置型）を実施する。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

〔事業主体〕

- ・ いずれも周南市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 周南市公共下水道鹿野処理区
(平成7年2月認可済み)
- ・ 浄化槽 公共下水道、集落排水事業を実施していない区域

[事業期間]

- 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 150～200 7,200m
- ・ 浄化槽(個人設置型) 5人槽 120基
7人槽 245基
10人槽 15基

なお、各施設による処理人口は下記の通り。

- 公共下水道 鹿野処理区で 500人
- 浄化槽 区域内で 900人

[事業費]

- 公共下水道 742,300 千円
(うち、単独 84,300 千円)
(うち、国費 329,000 千円)
- 浄化槽(個人設置型) 160,620 千円
(うち、国費 53,540 千円)
- 合計 902,920 千円
(うち、単独 84,300 千円)
(うち、国費 382,540 千円)

5 - 3 その他の事業

- 「わかもの定住団地」への定住促進
- 「豊鹿里パーク」を活用したグリーン・ツーリズム

6．計画期間

平成 17 年度～21 年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理が適切に行なわれていることについて確認するため、随時立ち入り調査や水質検査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものである。

(添付資料)

・位置図、区域図、公共下水道計画図(鹿野処理区)、工程表、イメージ図